

特別自治市制度の早期実現等を求める意見書

指定都市制度は、大都市特有の行政需要に対応するため、昭和31年に創設された制度で、本市は、昭和47年に指定されており、当時の人口は約98万人であったが、現在では150万人を超えるなど、大都市として大きく成長・発展を遂げてきた。

また、この間、県と指定都市との関係も変化しており、事務配分の特例等により、多くの事務・権限が道府県から指定都市に移譲されてきたにも関わらず、地方税制は画一的であり、必要な財源が確保されていないなど、大都市特有の行政需要に対応した制度となっておらず、これらの課題の解決のためには、指定都市が自主的・自立的な対応をとることができるものとされたもの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲等を中心に取組が進められてきている。

新たな大都市制度について検討がなされた、第30次地方制度調査会において、特別市（仮称）の検討は、区域内における二重行政の解消や効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で意義があるものとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲等を中心に取組が進められてきている。

こうした中、本市においては、平成29年に特別自治市制度の創設に向けた取組の推進を基本方向の1つとして掲げた新たな地方分権改革の推進に関する方針を定め取組を進めており、また、国の予算編成に対する重点要請ではこれまでの税源移譲による大都市税源の充実強化に加えて、特別自治市制度の創設を新たに要請したところである。

特別自治市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展、日本の国際競争力の強化に資するとともに、その効果を国内に広げ、持続可能な地域社会の実現を図るものであるが、立法化までは一定の期間を要することから、実現するまでの間は、道府県から指定都市に対する税財源の移譲も必要である。

よって、国におかれでは、地方自治体や住民が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、特別自治市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図るため、制度化に向けた議論を加速させるとともに、制度創設までの間、道府県から指定都市への税財源等の移譲を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

地方創生担当大臣